

24 長寿第 30021 号

平成 24 年 9 月 3 日

介護職員処遇改善加算対象サービス事業所の長 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公印省略)

介護職員処遇改善状況のアンケートについて

日頃、本県の高齢者福祉の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、ますます要支援・要介護高齢者が増加する中、ケアの担い手である介護人材の安定的な確保は不可欠です。しかし、介護職員は社会的評価や賃金が得られにくく離職率も高いことから、今後とも継続的な処遇改善に向けた支援策が必要です。

その対策として、平成 21 年度に「介護職員処遇改善交付金」が導入され、平成 24 年度からは介護報酬の中で人件費を加算する「介護職員処遇改善加算」が創設されました。県においては、本加算の効果を十分に検証するとともに、必要な場合は見直し等の措置を国に要望していくなど、介護職員の処遇に関する継続的な支援が必要と考えております。

このため、本県では香川県内の介護職員の処遇改善の実態について把握し、国への施策要望等に活用したいので、アンケートの趣旨を十分ご理解頂き、全事業所の方にご協力をお願いします。

なお、本アンケートは、指導監査及び実地指導に係る資料を得るためのものではないことを申し添えます。

【回答先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課 介護人材グループ 久保
FAX (087) 806-0206

【回答期限】

平成 24 年 10 月 19 日 (金) (必着)

【問合せ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課 介護人材グループ
担当 久保
TEL (087) 832-3267 FAX (087) 806-0206
〒760-8570 高松市番町 4-1-10

介護職員処遇改善状況のアンケートの実施について

1 目的

ますます要支援・要介護高齢者が増加する中、ケアの担い手である介護人材の安定的な確保は不可欠です。しかし、介護職員は社会的評価や賃金が得られにくく離職率も高いことから、今後とも継続的な処遇改善に向けた支援策が必要です。

その対策として、平成 21 年度に「介護職員処遇改善交付金」が導入され、平成 24 年度からは介護報酬の中で人件費を加算する「介護職員処遇改善加算」が創設されました。県においては、本加算の効果を十分に検証するとともに、必要な場合は見直し等の措置を国に要望していくなど、介護職員の処遇に関する継続的な支援が必要と考えております。

このアンケートは、香川県内の介護職員の処遇改善の実態を把握し、国への介護職員処遇改善の施策要望等に活用することを目的としています。

2 アンケート対象

香川県及び香川県内市町が指定する介護職員処遇改善加算の対象サービス事業所

3 提出期限

平成 24 年 10 月 19 日（金）（必着）

4 アンケートの内容

(1) 平成 23 年度と平成 24 年度上半期の介護職員処遇改善の状況

(2) 介護職員処遇改善加算の算定の状況

* サービス毎に集計します。同じ事業所において複数のサービスを実施している場合は、別々にご回答ください。

5 アンケートの配布方法

同報メールで別添アンケート用紙を送付。

アンケート用紙をHP「かがわ介護保険情報ネット」に掲載

6 アンケートの回収方法

アンケート用紙を香川県長寿社会対策課へ FAX (087-806-0206) 送信
お願いいたします。

7 アンケート結果

アンケート結果は長寿社会対策課において集計し、その結果は香川県が介護職員処遇改善の施策要望に活用します。

8 その他

なお、指導監査、実地指導に係る資料を得るためのものではありませんので、念のため申し添えます。

介護職員処遇改善状況に関するアンケート

* 介護職員処遇改善の施策要望の資料のため、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

回答頂く介護サービスの種類1つに○をしてください。 (恐れ入りますが、サービス毎に別々にご回答下さい)	1 (予)訪問介護 2 (夜間対応型)訪問介護 3 (予)訪問入浴介護 4 (予)通所介護 5 (予)通所リハビリテーション 6 (予)特定施設入所者生活介護 7 地域密着型特定施設入所者生活介護 8 (予)認知症対応型通所介護 9 (予)小規模多機能型居宅介護 10 (予)認知症対応型共同生活介護 11 介護福祉施設サービス((予)短期入所生活介護を含む) 12 地域密着型介護老人福祉施設((予)短期入所生活介護を含む) 13 介護保健施設サービス((予)短期入所療養介護(老健)を含む) 14 介護療養施設サービス((予)短期入所療養介護(病院等老健以外)を含む)
--	---

* 資料作成以外の目的には使用いたしません。

* 太枠内にご記入いただくか、該当数字に○をつけてご回答ください。

【すべての事業所の方にお伺いします。】

Q1 平成23年4月1日から平成24年9月30日まで継続して賃金・給与等の支給がある介護職員の常勤換算数(月当たり)(他の職種と兼務している方は概算で按分してください。)

人(小数点第1位未満切捨)

Q2 Q1で回答して頂いた方について、お伺いします。(他の職種と兼務している方は概算で按分してください。)

Q2-1 平成23年9月、平成24年9月に支給したすべての賃金・給与の総支給額

(単位:円)

	基本給	手当	その他()	合計
平成23年9月分				
平成24年9月分				

Q2-2 平成23年4月1日から9月30日、平成24年4月1日から9月30日に支給された一時金(賞与・その他の臨時支給分)の総支給額

(単位:円)

	賞与(一時金)等
平成23年4月1日~9月30日支給分	
平成24年4月1日~9月30日支給分	

【すべての事業所の方にお伺いします。】

Q3 介護職員処遇改善加算の届出状況について

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1 届出をしている | ⇒Q4 Q5をご回答ください。 |
| 2 届出をしていない(届出予定も含む) | ⇒Q6をご回答ください。 |

【Q3で「1」と答えた方にお伺いします。】

Q4 平成24年4月1日~平成24年9月30日に介護職員処遇改善加算で行った賃金改善額

※例) 加算届の賃金改善実施期間が平成24年5月開始の場合は平成24年5月~9月に行った改善額をご記入下さい。

(加算届の賃金改善実施期間の開始月 平成24年 月)

(単位:円)

基本給	手当	賞与(一時金)	その他()	合計

Q5 平成24年9月末現在の介護職員の常勤換算数は何人ですか。

(他の職種と兼務している方は概算で按分してください。)

人(小数点第1位未満切捨)

【Q3で「2」と答えた方にお伺いします。】

Q6 介護職員処遇改善加算の届出を行わない(届出予定の場合は今まで行わなかった)理由について、該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 対象の制約のため困難 | 6 非常勤職員等の処遇上の問題 |
| 2 事務作業が煩雑 | 7 賃金改善の必要性がない |
| 3 平成27年度以降の取扱が不明 | 8 算定要件を達成できない |
| 4 追加費用負担の発生 | 9 その他 具体的に |
| 5 利用者負担の発生 | () |

御協力ありがとうございました。

介護職員処遇改善状況に関するアンケート

*介護職員処遇改善の施策要望の資料のため、アンケートに御協力いただきますようお願いいたします。

回答頂く介護サービスの種類1つに○をしてください。 (恐れ入りますが、サービス毎に別々にご回答下さい)	1 (予)訪問介護	2 (夜間対応型)訪問介護	3 (予)訪問入浴介護
	4 (予)通所介護	5 (予)通所リハビリテーション	6 (予)特定施設入所者生活介護
	7 地域密着型特定施設入所者生活介護	8 (予)認知症対応型通所介護	
	9 (予)小規模多機能型居宅介護	10 (予)認知症対応型共同生活介護	
	11 介護福祉施設サービス((予)短期入所生活介護を含む)		
	12 地域密着型介護老人福祉施設((予)短期入所生活介護を含む)		
	13 介護保健施設サービス((予)短期入所療養介護(老健)を含む)		
	14 介護療養施設サービス((予)短期入所療養介護(病院等老健以外)を含む)		

コメント: ※サービス毎に集計いたします。同じ事業所において複数のサービスを実施している場合は、別々にご回答ください。

*資料作成以外の目的には使用いたしません。

*太枠内にご記入いただくか、該当数字に○をつけてご回答ください。

【すべての事業所の方にお伺いします。】

Q1 平成23年4月1日から平成24年9月30日まで継続して賃金・給与等の支給がある介護職員の常勤換算数(月当たり)(他の職種と兼務している方は概算で按分してください)

23.5 人 (小数点第1位未満切捨)

コメント: ※育児休業中、病欠休業中で賃金・給与の支給がない方は除いてください。
※異動により継続して在籍していない方も除いてください。

Q2 Q1で回答して頂いた方について、お伺いします。(他の職種と兼務している方は概算で按分してください)

Q2-1 平成23年9月、平成24年9月に支給したすべての賃金・給与の総支給額

	基本給	手当	その他()	合計
平成23年9月分	2,590,000	850,000		3,440,000
平成24年9月分	2,700,000	900,000		3,600,000

コメント: ※その他の欄には、基本給・手当以外の賃金・給与があれば、具体的内容をカッコ内に記載し、金額を記入してください。

Q2-2 平成23年4月1日から9月30日、平成24年4月1日から9月30日に支給された一時金(賞与・その他の臨時支給分)の総支給額

	賞与(一時金)
平成23年4月1日~9月30日支給分	2,800,000
平成24年4月1日~9月30日支給分	3,000,000

【すべての事業所の方にお伺いします。】

Q3 介護職員処遇改善加算の届出状況について

- 1 届出をしている ⇒ Q4 Q5をご回答ください。
- 2 届出をしていない(届出予定も含む) ⇒ Q6をご回答ください。

【Q3で「1」と答えた方にお伺いします。】

Q4 平成24年4月1日~平成24年9月30日に介護職員処遇改善加算で行った賃金改善額
 ※例)加算届の賃金改善実施期間が平成24年5月開始の場合は平成24年5月~9月に行った改善額をご記入下さい。
 (加算届の賃金改善実施期間の開始月 平成24年5月)

コメント: ※介護職員処遇改善加算の実績報告にご記入いただく改善額の平成24年9月支給分までの金額をご記入ください。

基本給	手当	賞与(一時金)	その他()	合計
1,000,000	600,000	400,000		2,000,000

コメント: ※その他の欄には、基本給・手当以外の改善額があれば、具体的内容をカッコ内に記載し、金額を記入してください。

Q5 平成24年9月末現在の介護職員の常勤換算数は何人ですか。

(他の職種と兼務している方は概算で按分してください) 27.5 人 (小数点第1位未満切捨)

【Q3で「2」と答えた方にお伺いします。】

Q6 介護職員処遇改善加算の届出を行わない(届出予定の場合は今まで行わなかった)理由について、該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

- 1 対象の制約のため困難
- 2 事務作業が煩雑
- 3 平成27年度以降の取扱が不明
- 4 追加費用負担の発生
- 5 利用者負担の発生
- 6 非常勤職員等の処遇上の問題
- 7 賃金改善の必要性がない
- 8 算定要件を達成できない
- 9 その他 具体的に ()

御協力ありがとうございました。